

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

秋田県鹿角市

2. 構造改革特別区域の名称

鹿角市幼保一体的運営特区

3. 構造改革特別区域の範囲

秋田県鹿角市の一部(八幡平の区域)

4. 構造改革特別区域の特性

「地域の特性」

本市域全体の地形は、県の北東端、北奥羽三県のほぼ中央に位置し、鹿角盆地の中心を流れる米代川の流域は農業生産の中核となっており、また台地は鹿角りんごなどの樹園地や畑地となっている。

本市の基幹産業である稲作を主体とする農業は、近年においては兼業農家が増加し、専業農家が減少傾向にある他、農業従事者の高齢化、農業後継者の他産業就労、農業の担い手不足など多くの課題を抱えている。

本市にあって純農村地域としての特色を持つ八幡平地域は、農村部特有の兼業農家と共働き夫婦が増加し、過疎化と少子高齢化が特に顕著に進んでいる。

「市の施策」

八幡平地域の教育・保育行政は、従来から幼稚園教育に力点を置いており、現在、公立幼稚園3園、私立認可保育園1園、公設民営のへき地保育園1園を設置しているが、幼稚園・保育園いずれも少子化の影響や保護者が全市的に入園施設を選択できることになったこと等により、定員割れが続き、特に幼稚園においては入園者が3分の1にとどまっている状況にある。

従来の単独型設置や規定による個別運営ではサービスにおける需給バランスに不均衡が生じ、幼児の成長過程に影響を及ぼすとともに、女性の社会進出が進む中、住所地において、教育・保育環境の整備、充実を求める保護者のニーズに即応している状況にあるとは言い難くなってきている。

加えて、3幼稚園はいずれも昭和40年代に建築され、老朽化が進み、このうち1園は、県道拡幅改良に伴い敷地の一部が減少する等、幼児教育に最適な環境を提供することが困難になりつつある。

このような状況下で、本市では、平成13年3月に、児童育成計画「かづの・すこやか子育てプラン」を策定し、市南部の八幡平地域を想定した子育て拠点となる幼・保一体化施設(仮称)八幡平子ども未来創造センター建設を計画し、平成16年度で同センタ

ー建設を進めている。

同センターは、地域の幼児教育に関する歴史性や保護者の教育・保育ニーズ等に応え、施設の一体感だけではなく、幼稚園児と保育園児の精神面での一体性・共調性を培い、幼稚園教諭・保育士間の一体性を構築するものであり、将来を見据えた幼児教育・保育サービス拠点として位置づけている。

5. 構造改革特別区域計画の意義

平成17年度における特区内での合同保育活動が可能となる幼児数は、5歳児50名、4歳児34名、合計84名であるが、幼児数が減少傾向にある中で翌年には、5歳児34名、4歳児31名、翌々年には、5才児・4才児ともに各31名となり、(仮称)八幡平子ども未来創造センターの定員内での合同保育活動が実施できると見込んでいる。

特区を導入し、(仮称)八幡平子ども未来創造センターにおいて合同保育活動を実施することは、下記の通りの意義があると考えている。

同じ地域の幼児でありながら保護者の事情の違いにより、幼稚園と保育園に区分され、それぞれ少ない人数で異なる活動をしていたが、特区の導入に伴いより多くの刺激を受け、より多くの幼児と交流することで豊かな人間性、社会性を育むことが出来、小学校入学直後も比較的スムーズな人間関係が構築される等、良好な人的環境が維持される。

人間形成で基礎的期間でもある幼児期において、子ども達の豊かな人間性・社会性・創造性を涵養していく上で大きな成果が得られ、地方の自主性、独自性発揮に貢献することができる。

各園で個々に持たれていた諸行事や保護者会は一本化できるとともに、幼稚園と保育園のそれぞれの特徴的なカリキュラムの融合も期待され、入退園手続き、育児相談など保護者への負担軽減も見込まれるなど、保護者のニーズに沿った行政サービスを推進できる。

本市の財政事情は、経常収支比率が平成14年度決算ベースで87.6%に達し、さらに数値が悪化することが予測され、硬直化してきている。

幼稚園と保育園の運営経費の節減も大きな課題の一つとなっており、幼保の一体的運営は、幼稚園教諭と保育士の資質を高めるのみならず、配置の効率性にもつながり、必要経費の節減も見込まれ、運営費の引き下げに結びつくものである。

こうした保護者ニーズや早くから幼稚園行政に取り組んできた地域個性に愛着と誇りを持つ住民ニーズに応えることにより、農村地域における子育て支援拠点が確立され、安心・安定した就業意欲が喚起・維持されることとなる。

当該地域で先駆的・モデル的な子育て支援サービスを提供することで、全国的な構造改革へと波及させることができる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

集団の中での幼児の人間性・社会性を涵養し健全な成長を促し、将来の本市を支える人材を育成する。

合同保育事業と読み聞かせ講座の開設及び子育てボランティア等の関連事業を実施することにより、幼児から高齢者まで広く市民が参加する地域コミュニティの創造を目指し、地域の活性化につなげる。

兼業農家や共働き夫婦の子育て負担の軽減をし、働きやすい環境の創造や就労意欲の増加・出産・子育てへの関心の高揚を目指す。

施設の合築や幼稚園教諭と保育士の効率的な配置等により、管理経費を圧縮して教育・保育行政の予算面での安定化を目指す。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

女性の社会進出や就業構造の変化等により、兼業農家と共働き夫婦が増加し、過疎化と少子高齢化が顕著に進んでいる八幡平地域において、下記の効果が期待できる。

社会性、協調性、自主性をもった子供を育てることにより、未来の秋田県を担う若者たちを育成することができる。

両親、家族が「地域の子育て支援」を得て安心して働ける環境の街の創造を実現することで、女性の社会参加や雇用の安定・地域経済の活性化につながる。

地域ボランティアの活用や高齢者の社会参加を促すことは、市民が一体となった交流が期待でき、少子・高齢化に悩む市の活性化につながる。

子供の頃から充実した幼児教育を行なうことにより、地域に対する愛着が生まれ、農業が主体の地域において、農家の後継者不足の解消につながることを期待できる。

8. 特定事業の名称

807 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

914 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

- ・ 一体化施設の運営に必要な条例等の制定
- ・ 幼児の食生活を統一的に指導するために同センター内の調理施設を利用した同一の給食を提供
- ・ 幼稚園教諭免許と保育士資格を併有する職員の採用・配置と園内研修の強化
- ・ 保護者会諸行事の一本化

また、地区内又は市内の公共施設を利用して、幼稚園・保育園地域活動事業を幼保一体化施設の運営と連携させ、(特別)区域の全ての子育て家庭への支援活動として、以下の事業(事項)を実施するものとする。

- ・ 子育て相談、子育て講座、読み聞かせ講座の開設及び子育てボランティアの育成事業
- ・ 園舎(施設)開放による世代間及び子育てサークルとの交流促進事業

- ・ 幼児の異年齢間交流促進、未就園児交流促進事業
- ・ 子育て情報の収集提供事業

以上の事業実施により、幼稚園・保育所の両施設が併設され、近隣に小学校・中学校が配置されている教育ゾーン（エリア）において、各々の機能を有機的に連携させ子育て家庭の多様なニーズに応えるため、区域個性を生かした幼児教育・子育て支援の拠点を形成するものであり、その工程表のとおりである。

別 紙

1. 特定事業の名称

番 号 807

名 称 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

鹿角市立八幡平幼稚園

施設の設置主体：鹿角市

施設の規模：床面積 1,727.08㎡(鉄筋コンクリート平屋建て)

施設の所在地：秋田県鹿角市八幡平字小豆沢碓108-1 他

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

事業に關与する主体：鹿角市

事業が行われる区域：秋田県鹿角市の一部(八幡平の区域)

事業の実施期間：構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

概 要：幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について(平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号)に基づき、幼稚園と保育園の共有化施設である(仮称)鹿角市八幡平子ども未来創造センターにおいて幼稚園児及び保育園児の合同保育活動を次のように行う。

- ・幼稚園の保育室において
4歳、5歳の幼稚園児と保育園児が合同でクラスを編成し幼稚園教諭と保育園の保育士の併任発令を受けたものが同一の指導計画に基づき教育・保育活動を行う。

5. 当該規制の特例措置の内容

女性の社会進出や就業構造の変化等により、兼業農家と共働き夫婦が増加し、過疎化と少子高齢化が顕著に進んでいる。

八幡平地域の幼保一体化施設である(仮称)八幡平子ども未来創造センターにおいては、こうした少子化の影響を踏まえ、地域の幼児教育に関する歴史性や保護者の保育ニーズ等に応え、施設の一体感だけではなく、幼稚園児と保育園児の精神面での一体性・共調性を培い、幼稚園教諭・保育士間の一体性を構築するものである。

今回の特例措置の活用により、幼稚園児と保育園児の合同保育活動事業を実施し、市の子育てプランの更なる推進を目指す。

また、日常運営のプログラム等については以下のとおりであり、合同活動の内容は、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿っている。

日常運営プログラム

時間	保育園部		幼稚園部
	0～3歳児	4～5歳児	
7:00～8:30	早朝保育対応	早朝保育対応	
8:30～9:00	登園	登園	
(10:00)	(0.1.2歳児 間食)	保育所保育指針及び幼稚園教育要領を根底に、一貫した保育目標、指導計画に基づいた保育内容による合同保育 それぞれの発達段階に応じて、次の内容によって合同活動を実施する。 健康に関する事項 着衣や排泄の訓練/戸外での運動/遊具による運動など 人間関係に関する事項 人間性の涵養、感情表現/遊具等の共用/地域住民との交 環境に関する事項 身近な自然や事象への関心/生命の大切さなど 言葉に関する事項 あいさつなど基本/意思、感情の表現/物語を通じての想 表現に関する事項 書く、作ることへの関心/音楽やリズム及び関連した身体 地域に関する事項 地域の特色を生かした音楽教育など 【計画されている合同保育プログラム等】 ・八幡平に伝わる伝説(だんぶり長者)の読み聞かせ ・地域における農作業体験 ・近隣の小、中学校への訪問や行事への参加 ・地域の老人保健施設の訪問 ・湯種栗谷、鹿角街道の散策 ・八幡平音頭の実演 ・八幡平に伝わる伝統文化(大日堂舞楽)の伝承など	
9:00～11:30	保育所保育指針を基に立案した保育目標、指導計画による保育		
11:30～13:00	3歳未満児給食		
12:00～13:00	3歳児給食	4.5歳児給食	
13:00～14:45	午睡	4.5歳児簡易遊びや活動(延長保育児午睡)	
15:00	間食	間食	
16:00～18:30	保育士と一緒に好きな遊びや活動 順次降園		
18:30～19:00	必要に応じて延長保育	必要に応じて延長保育	

なお、幼稚園児と保育園児の合同保育活動事業は、次の要件の下で進めるものである。

- (1) (仮称)鹿角市八幡平子ども未来創造センターにおいて、合同保育活動事業を行おうとする保育室の児童福祉施設最低基準との関係については次のとおりである。

幼稚園及び保育園児童数の合計によって、児童福祉施設最低基準を満たすものである。

対象	室数	合計面積	幼稚園児と保育園児の合計数	児童福祉施設最低基準による必要な面積
4歳	2	116m ²	35	69.3m ²
5歳	2	154m ²	35	69.3m ²

(2) 職員の配置については、児童福祉施設最低基準による。

年齢区分	定員		職員数			備考 (最低基準等)
	保育園	幼稚園	保育園	幼稚園	合同保育	
園長			1	1	2	
主任			1	1	2	
0歳	6		2			3人に1人
1歳	6		1			6人に1人
2歳	6		1			6人に1人
3歳	12		1			20人に1人
4歳	10	25	1	1	2	30人に1人
5歳	10	25	1	1	2	30人に1人
一時保育	(10)		2			対象は1歳以上
合計	50	50	11	4	8	

特別保育事業実施の場合は、増員となるものである。

は再掲

(3) 事業に関与する主体において、幼児の教育・保育に直接従事する職員については、いずれも幼稚園教諭及び保育士の資格の併有について問題がなく、併任発令をする。

市は、従来から幼稚園と保育所の双方を公立で有しており、その間での人事交流を前提として幼稚園教諭及び保育士資格の両方を有した職員を採用してきた。

合同活動事業に際し、教育委員会に属する幼稚園教諭4人にとっては、八幡平幼稚園教諭を命ずる旨の辞令を教育委員会より、また、市事務吏員に併せて任命し、八幡平保育園保育士を兼ねて命ずる旨の辞令を市長より発令する。

そして、市の保育士4人にとっては、八幡平保育園保育士を命ずる旨の辞令を市長より、また、教育委員会事務局職員に併せて任命し、八幡平幼稚園教諭を兼ねて命ずる旨の辞令を教育委員会より発令する。

別 紙

1. 特定事業の名称

番 号 9 1 4

名 称 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

鹿角市立八幡平保育園

施設の設置主体：鹿角市

施設の規模：床面積 1,727.08㎡(鉄筋コンクリート平屋建て)

施設の所在地：秋田県鹿角市八幡平字小豆沢108-1 他

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

事業に関与する主体：鹿角市

事業が行われる区域：秋田県鹿角市の一部(八幡平の区域)

事業の実施期間：構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

概 要：幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について(平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号)に基づき、保育園と幼稚園の共有化施設である(仮称)鹿角市八幡平子ども未来創造センターにおいて保育園児及び幼稚園児の合同保育活動を次のように行う。

・保育園の保育室において

0～3歳児は全て保育園児としてクラス編成するが、4歳・5歳児は、保育園児と幼稚園児が合同でクラス編成し、保育士と幼稚園教諭の併任発令を受けたものが同一の指導計画に基づき保育・教育活動を行う

・幼稚園の保育室において

4歳、5歳の保育園児と幼稚園児が合同でクラスを編成し保育園の保育士と幼稚園教諭の併任発令を受けたものが同一の指導計画に基づき保育・教育活動を行う。

5. 当該規制の特例措置の内容

女性の社会進出や就業構造の変化等により、兼業農家と共働き夫婦が増加し、過疎化と少子高齢化が顕著に進んでいる。

八幡平地域の幼保一体化施設である(仮称)八幡平子ども未来創造センターにおいては、こうした少子化の影響を踏まえ、地域の幼児教育に関する歴史性や保護者の保育ニーズ等に応え、施設の一体感だけではなく、保育園児と幼稚園児の精神面での一体性・共調性を培い、保育士・幼稚園教諭間の一体性を構築するものである。

今回の特例措置の活用により、保育園児と幼稚園児の合同保育活動事業を実施し、市の子育てプランの更なる推進を目指す。

また、日常運営のプログラム等については以下のとおりであり、合同活動の内容は、保育所保育指針と幼稚園教育要領に沿っている。

日常運営プログラム

時間	保育園部		幼稚園部
	0～3歳児	4～5歳児	
7:00～8:30	早朝保育対応	早朝保育対応	
8:30～9:00	登園	登園	
(10:00)	(0.1.2歳児 間食)	保育所保育指針及び幼稚園教育要領を根拠に、一貫した保育目標、指針・画に基づいた保育内容による合同保育 それぞれの発達段階に応じて、次の内容によって合同種を実施する。 健康に関する事項 着衣や排せの訓練/戸外での運動/遊具による運動など 人間関係に関する事項 人間性の涵養、感育表現/遊具等の共用/地域住民との交流 環境に関する事項 身近な自然や事象への関心/生命の大切さなど 言葉に関する事項 あいさつなど基本/意思、感育の表現/物語を通じての想像力 表現に関する事項 書く、作ることへの関心/音楽やリズム及び関連した身体表現 地域に関する事項 地域の特性を生かした青森教育など 【計画されている合同保育プログラム等】 ・八幡平に伝わる伝説(だんぶり長者)の読み聞かせ ・地域における農作業体験 ・近隣の小、中学校への訪問や行事への参加 ・地域の老人保健施設の訪問 ・湯楯采谷、鹿角街道の散策 ・八幡平音頭の実演 ・八幡平に伝わる伝統文化(大日堂舞楽)の伝承など	
9:00～11:30	保育所保育指針を基に立案した保育目標、指針・画による保育		
11:30～13:00	3歳未満児給食		
12:00～13:00	3歳児給食	4.5歳児給食	
13:00～14:45	午睡	4.5歳児静かな遊びや活動(延長保育児午睡)	
15:00	間食	間食	
16:00～18:30	保育士と一緒に好きな遊びや活動 順次降園		
18:30～19:00	必要に応じて延長保育	必要に応じて延長保育	

なお、保育園児と幼稚園児の合同保育活動事業は、次の要件の下で進めるものである。

- (1) (仮称)鹿角市八幡平子ども未来創造センターにおいて、合同保育活動事業を行おうとする保育室の児童福祉施設最低基準との関係については次のとおりである。

保育園及び幼稚園児童数の合計によって児童福祉施設最低基準を満たすものである。

対象	室数	合計面積	幼稚園児と保育園児の合計数	児童福祉施設最低基準による必要な面積
4歳	2	116㎡	35	69.3㎡
5歳	2	154㎡	35	69.3㎡

(2) 職員の配置については、児童福祉施設最低基準による。

年齢区分	定員		職員数			備考 (最低基準等)
	保育園	幼稚園	保育園	幼稚園	合同保育	
園長			1	1	2	
主任			1	1	2	
0歳	6		2			3人に1人
1歳	6		1			6人に1人
2歳	6		1			6人に1人
3歳	12		1			20人に1人
4歳	10	25	1	1	2	30人に1人
5歳	10	25	1	1	2	30人に1人
一時保育	(10)		2			対象は1歳以上
合計	50	50	11	4	8	

特別保育事業実施の場合は、増員となるものである。 は再掲

(3) 事業に関与する主体において、幼児の保育・教育に直接従事する職員については、いずれも保育士及び幼稚園教諭の資格の併有について問題がなく、併任発令をする。

市は、従来から保育所と幼稚園の双方を公立で有しており、その間での人事交流を前提として保育士及び幼稚園教諭資格の両方を有した職員を採用してきた。

合同活動事業に際し、市の保育士4人にとっては、八幡平保育園保育士を命ずる旨の辞令を市長より、また、教育委員会事務局職員に併せて任命し、八幡平幼稚園教諭を兼ねて命ずる旨の辞令を教育委員会より発令する。

そして、教育委員会に属する幼稚園教諭4人にとっては、八幡平幼稚園教諭を命ずる旨の辞令を教育委員会より、また、市事務吏員に併せて任命し、八幡平保育園保育士を兼ねて命ずる旨の辞令を市長より発令する。